

第112号議案

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように  
 制定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例  
 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部  
 を次のように改正する。

第40条第1項第1号及び第3号中「第18条の3第1項」の次に「，第18条の5  
 第1項若しくは第2項」を加える。

別表第1第1号の表に次のように加える。

(86)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画大倉山公園西・高度医療地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められている区域（次表において「大倉山公園西・高度医療地区地区整備計画区域」という。）
------	--

別表第2第1号の表に次のように加える。

(86)	大倉山公園西・高度医療地区地区整備計画区域	全域	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(に)項第3号及び第5号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物
			建築物の容積率の最低限度	10分の20
			建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
			壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は，次の(1)又は(2)に掲げる道路境界線の区分に応じ，それぞれ(1)又は(2)に定める距離以上とすること。 (1) 計画図表示の道路境界線① 4メートル (2) 計画図表示の道路境界線② 2メートル
			建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さは，次の(1)又は(2)に掲げる当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の範囲に応じ，それぞれ(1)又は(2)に定める高さ以下とすること。 (1) 8メートル未満の範囲 当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの (2) 8メートル以上の範囲 当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの
			建築物の建築面積の最低限度	200平方メートル

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条第1項第1号及び第3号の改正規定は、令和2年7月1日から施行する。

## 理 由

都市計画の決定に伴い、地区計画の区域内において建築物の制限をする等に当たり、条例を改正する必要があるため。





( \_\_\_\_\_ は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

、第18条の5第1項若しくは第2項

、第18条の5第1項若しくは第2項

(86)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画大倉山公園西・高度医療地区地区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められている区域（次表において「大倉山公園西・高度医療地区地区整備計画区域」という。）

(86)	大倉山公園西・高度医療地区地区整備計画区域	全域	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(に)項第3号及び第5号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物
			建築物の容積率の最低限度	10分の20
			建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
			壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、次の(1)又は(2)に掲げる道路境界線の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める距離以上とすること。 (1) 計画図表示の道路境界線① 4メートル (2) 計画図表示の道路境界線② 2メートル
			建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さは、次の(1)又は(2)に掲げる当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の範囲に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める高さ以下とすること。 (1) 8メートル未満の範囲 当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの (2) 8メートル以上の範囲 当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの
			建築物の建築面積の最低限度	200平方メートル



# (議案参照図)

大倉山公園西・高度医療地区地区計画 計画図

